

全国発達支援通園事業連絡協議会

会長 近藤 直子

「児童発達支援事業」にかかわる質問・要望事項

1. 児童発達支援のありかたについて

①児童発達ガイドラインでは「移行支援」が柱の一つになっています。一般施策（幼・保等）への移行や並行利用が課題の子どももいますが、重度の知的障害、重症心身障害、要医療ケアの子どもたちにとっての合理的配慮は、何が何でも一般施策の中に入れ込むことを指すわけではありません。また「ねらい」として、生活リズム、基本的生活に触れています。非常に大切な視点ですが、現在の「日々定員・日払い」の制度設計の中では細切れとなり達成できない目標です。特に、3歳未満の乳児については集団の規模や職員配置などについて配慮、日々通う場として位置づけが必要です。

※障害児支援利用計画および児童発達支援計画、契約書で「毎日通園」（週5日）が必要とされた子どもについては、その枠を確保するために、出欠にかかわらず報酬が保障されることが必要です。（低年齢加算、重症加算なども考えられます。）

②食事提供体制加算について「食育」の観点から継続を希望します。

なお、療育の中では障害のある大人の生活保障としての「食事提供」だけでなく、給食＝食育は重要な位置を占めています。単に加算ではなく、基本報酬への組み込みが必要です。

③児童発達支援管理責任者の基礎資格について

「児童発達支援管理責任者」の基礎資格が、変更になりました。「発達支援」の専門家である保育士の「保育園での障害児保育の経験」は基礎資格に該当することで確認できますか。

④指定基準の職員配置

今年度から放課後等デイの人員配置が変更になりました。児童発達支援も同様になると考えてよろしいですか。なお、低年齢・重度の子どもの対応のためセンターと同じにして下さい。

さらに、障害者通所の基準が平均障害程度区分5以上で3対1であることから、センターともども最低でも3対1が妥当と考えています。

2. 障害児相談支援事業の位置づけに関して

- ①障害児相談支援にかかわる相談支援専門員の養成研修に「子ども」や「発達支援」に関する項目はありません。「障害児」の指定要件としてその特殊性を勘案して追加研修等を実施してください。
- ②「児発管」同様基礎資格に「保育園での障害児保育の経験」を「障害児」に関しては資格要件に加えてください。
- ③半数はセルフプラン等状況。家庭訪問がネックにも。
「気になる段階」からの支援においては、単なる利用調整や役所窓口の肩代わりではない、いわゆる「基本相談」機能の比重が大きい。
セルフプランにはないモニタリングの機能は、保護者や事業所の都合だけに左右されない「子どもの発達支援」を中心に据えた支援の中身を担保する上で重要なものです。

3. 「気になる段階」からの支援を進めるために母子保健、子育て支援の充実を

母子保健

- ①母子保健における、集団健診の促進と親子教室の拡充が求められます。
昨年の懇談で、母子保健法の改定に伴い「子育て世代包括支援センター」を位置付けたと伺いました。進捗状況を教えてください。また、研究事業でガイドラインの案をつくっているということでしたが、乳幼児健診等の位置づけは従来通りでしょうか。
保育
- ②保育所保育指針の見直しがされました。その中で障害児保育、「保育所等訪問支援事業」との関係、医療ケアの子どもとのかかわりはどうなっていますか。
- ③子育て支援センターにおいて「巡回支援専門員」制度（国の補助金）の活用を考えているとのことでした。実施状況を教えてください。
- ④24年度「障害児支援体制整備事業」における「居場所づくり事業」の実施状況について把握されていたらお教えてください。

4. 児童福祉法と管轄の関係

- ①障害児支援は児童福祉法の下にあり、母子保健・保育・子育て支援などとともに「子ども・家庭局」で管轄すべきであると考えます。「共生型～」に障害児支援が含まれるのは介護保険への一本化の流れであり、児童福祉法の形骸化ではないでしょうか。